

防衛大学校本科学生に対する懲戒処分等の手続に関する達を次のように定める。

平成5年6月24日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校本科学生に対する懲戒処分等の手続に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号 改正平成30年10月1日防衛大学校達第6号
改正 令和3年4月27日防衛大学校達第10号

(目的)

第1条 この達は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第48条第3項に定める学生に対する懲戒処分及び訓戒等に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第33号)に基づく訓戒、注意(以下「懲戒処分等」という。)の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒処分等の種別)

第2条 懲戒処分等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退校
- (2) 停学
- (3) 戒告
- (4) 訓戒
- (5) 注意

(懲戒等補佐官)

第3条 懲戒等補佐官は、総務課長、訓練課長、学生課長、総括首席指導教官及び教官1名をもって充てる。

2 教官は、学校長があらかじめ指名するものとする。

3 懲戒等補佐官は、懲戒処分等について学校長を補佐する。

(規律違反の申立)

第4条 学校職員は、学生に規律違反の疑があると認めるときには、その事実を職務上の上司を経て学校長に申立をすることができる。

2 申立は、申立書(別記様式第1)により、行うものとする。

(事実の調査)

第5条 学校長は、学生に規律違反の疑があると認めるとき、又は前条の申立を受けたときは、学校職員に調査官を命じ調査するものとする。

2 前項の調査に当たっては、当該学生の指導教官の協力を得ることができるものとする。

(調査の報告)

第6条 調査官は、調査報告書(別記様式第2)に当該学生の供述書その他の規律違反の事実の有無を証明するに足る関係資料を添え、懲戒処分等の要否に関する意見を付して、学校長に報告するものとする。

(審理)

第7条 学校長は、前2条の規定による調査の結果、規律違反の事実があると認めるときは、当該事案につき審理を行うものとする。ただし、規律違反の事実が明白で争う余地がなく、かつ規律違反の疑いがある学生が審理を辞退し又は当該学生の所在が不明のときはこの限りでない。

(懲戒処分等の決定及び宣告)

第8条 学校長は、事案の審理を終了したときは、当該審理に関与した懲戒等補佐官の意見をきいて、懲戒処分等を行うべきであるか、又は懲戒処分等を行うべきでないかを決定し、懲戒処分等を行うべきであると決定したときは、同時に、その種別及び程度を決定するものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により事案の審理を行わないこととした場合に準用する。この場合において、前項中「当該審理に関与した懲戒等補佐官」とあるのは「懲戒等補佐官」と読み替えるものとする。

3 学校長は、前2項の規定により当該事案につき懲戒処分等を行うべきものと決定したときは、当該学生に懲戒処分等宣告書(別記様式第3～別記様式第5)を交付して懲戒処分等の宣告を行う。

(関係簿冊の備え付け等)

第9条 懲戒処分等に関する簿冊の備え付け及び保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 調査報告一件綴 | 30年(退校処分)
5年(その他) |
| (2) 宣告書(副本) | 30年(退校処分)
5年(停学・戒告) |

(3) 懲戒等処分簿（別記様式第6） 30年

附 則

この達は、平成5年6月24日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日防衛大学校達第6号）

この達は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日防衛大学校達第10号）

（施行期日）

1 この達は、令和3年4月27日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第1（第4条関係）

年 月 日
防衛大学校長 ○○○○ 殿
申立人 所属 官職（住所）連絡先（電話番号等） 氏名
申 立 書
学生の規律違反につき次のとおり申立する。
1 被申立人 所属 学年 要員 専攻 氏名
2 被疑事実
3 証 拠
上記のとおり相違ありません。

別紙様式第2（第6条関係）

年 月 日
防衛大学校長 ○○○○ 殿
調査官 所属 官職 氏名
調 査 報 告 書
学生の規律違反被疑事実につき調査の結果を次のとおり報告する。
1 被疑者の所属 学年 要員 専攻 氏名
2 被疑事実
3 調査の概要
4 証 拠
5 参考事項
6 調査官意見

別紙様式第3（第8条関係）

	発簡番号 発簡年月日
懲戒処分宣告書	
所属	
氏名	
自衛隊法第48条第3項第○号の規定により、懲戒処分として○○○に 処する。	
防衛大学校長 ○ ○ ○ ○	

別紙様式第4（第8条関係）

	発簡番号 発簡年月日
訓戒書	
所属	
氏名	
下記の規範違反の行為は、訓戒等に関する訓令第2条第1項に該当する と認めるので訓戒する。	
記	
防衛大学校長 ○ ○ ○ ○	

別紙様式第5（第8条関係）

発簡番号 発簡年月日
注 意 書
所 属
氏 名
下記の規範違反の行為は、訓戒等に関する訓令第2条第2項に該当すると認めるので訓戒する。
記
防 衛 大 学 校 長 ○ ○ ○ ○

別紙様式第6（第8条関係）

懲 戒 等 処 分 簿

番 号	年 第 号
被処分者氏名	
処分年月日	
処分理由	
備 考	

注：訓戒・注意については、処分日から6月を経過した時消除する。

（再度の訓戒等があった場合を除く。）